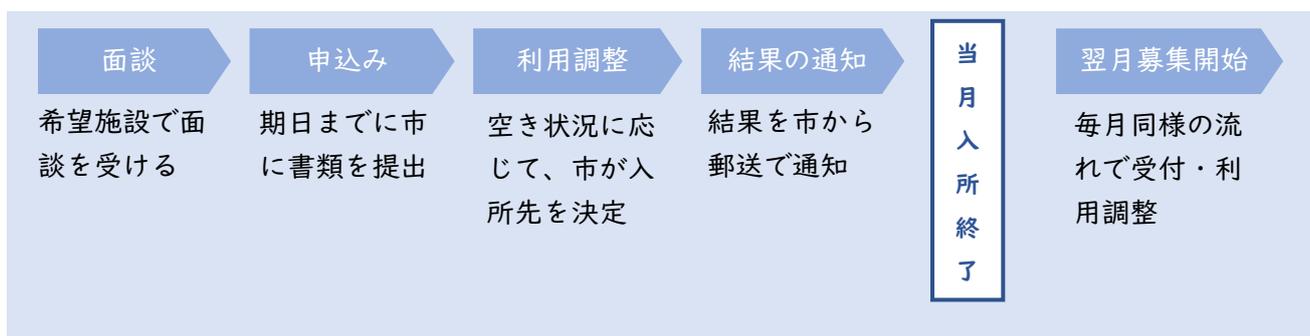


1 入所基準

保育所、認定こども園（保育機能部分）に入所を希望する場合は、保護者のいずれもが次のいずれかの事情にあり、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

- (1) 就労（月52時間以上）
- (2) 妊娠・出産（産前2ヶ月～産後8週経過日の翌日が属する月末）
- (3) 保護者の疾病・障害
- (4) 介護等
- (5) 災害復旧
- (6) 求職活動（2ヶ月程度）
- (7) 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- (8) 育休取得中（保育利用中の子ども）
- (9) その他市が認める場合

2 申込までの流れ



※面談は原則空き情報公開後から受け付けます。

※面談の結果、施設のクラスの状況や職員体制などにより、受け入れができない場合があります。

※「毎月選考希望」の希望施設を変更する場合は、各月の提出期日までに「利用希望施設変更届」を提出してください。

■ 提出書類

- 申込書
- 就労証明書等の添付書類
- 面談シート
- 保育利用申込調査票

■ 提出先

あいぱーく光 8 番窓口（光市こども政策課保育係）

■ 提出期間

入所希望月の前月の 10 日（休みの場合は翌開庁日）

※書類の受付は提出期日の 17 時 15 分まで



3 クラス年齢

R8年度途中入所のクラス年齢は、以下のとおりです。

0 歳児クラス	令和 7 年 4 月 2 日以降生まれ
1 歳児クラス	令和 6 年 4 月 2 日～令和 7 年 4 月 1 日生まれ
2 歳児クラス	令和 5 年 4 月 2 日～令和 6 年 4 月 1 日生まれ
3 歳児クラス	令和 4 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日生まれ
4 歳児クラス	令和 3 年 4 月 2 日～令和 4 年 4 月 1 日生まれ
5 歳児クラス	令和 2 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日生まれ

4 教育・保育給付認定

保育所、認定こども園（保育機能部分）に入所する児童は、2号または3号認定を受けます。

教育・保育給付認定区分	認定条件	利用できる施設	保育料
2号認定	満3歳以上で「保育が必要な事由」に該当し、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園(保育機能部分)	無償
3号認定	満3歳未満「保育が必要な事由」に該当し、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園(保育機能部分)	世帯の所得に応じて決定 ※R6.9.1から 第2子以降無償

2号、3号認定は、保護者の就労時間等、保育が必要な時間によって「標準時間」と「短時間」に区分します。施設によって利用できる時間帯は異なりますが、標準時間は11時間、短時間は8時間を利用可能な時間としています。

5 保育料

■ 保育料の決定

- ・ 保育料は、市町村民税の所得割額に基づき決定します。
- ・ 保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）で保育料が異なります。保育短時間の保育料は、保育標準時間の保育料よりも低額に設定します。

■ 保育料の切り替え時期

- ・ 保育料は毎年9月に切り替わります。



6 教育・保育給付認定・入所承諾・保育料の決定について

利用調整の結果：毎月20日頃に発送予定

※教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）及び施設（保育所等）への入所については、以下の理由により全ての申込者が希望の施設（保育所等）に入所できるとは限らないため、ご了承ください。

- ・ 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- ・ 希望者が多数いるため、利用調整により希望する施設に入所できない場合
- ・ 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合

お問合せ
あいぱーく光 8番窓口
光市福祉保健部こども政策課保育係
TEL:0833-74-3005